

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

| | |
|--|-----|
| 規則 | ページ |
| 秋田県行政組織規則の一部を改正する規則(二・総務課)…………… | 1 |
| 県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則(三・健康対策課)…………… | 2 |
| 秋田県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則(四・流通経済課)…………… | 2 |
| 改良普及員資格試験条例施行規則を廃止する規則(五・農畜産振興課)…………… | 3 |
| 秋田県みつばち転飼調整条例施行規則を廃止する規則(六・農畜産振興課)…………… | 3 |
| 林業改良指導員資格試験条例施行規則を廃止する規則(七・秋田スギ振興課)…………… | 3 |
| 秋田県立男鹿水族館条例施行規則の一部を改正する規則(八・観光課)…………… | 3 |
| 秋田県金属鉱業研修技術センター条例施行規則の一部を改正する規則(九・資源エネルギー課)…………… | 3 |
| 秋田県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則(一〇・港湾空港課)…………… | 4 |
| 秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則(一一・港湾空港課)…………… | 4 |
| 教育委員会規則 | |
| 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則(二・教育庁総務課)…………… | 4 |
| 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(三・教育庁総務課)…………… | 4 |
| 県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則(四・義務教育課)…………… | 5 |
| 秋田県市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置の基準に関する規則の一部を改正する規則(五・義務教育課)…………… | 9 |
| 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則(六・高校教育課)…………… | 9 |
| 秋田県立中学校学則の一部を改正する規則(七・高校教育課)…………… | 10 |
| 秋田県立中学校学則の一部を改正する規則(八・高校教育課)…………… | 10 |

| | |
|---|----|
| 秋田県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則(九・特別支援教育課)…………… | 10 |
| 人事委員会規則 | |
| 人事委員会規則七 三(管理職手当)の一部を改正する規則…………… | 10 |
| 人事委員会規則七 六二(特勤勤務手当等)等の一部を改正する規則…………… | 11 |
| 人事委員会規則一〇 一(不利益処分についての不服申立て)の一部を改正する規則…………… | 11 |

規 則

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則(昭和五十六年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表秋田県石油コンビナート等防災本部の項の次に次のように加える。

| | | | |
|------------|--|-----|-------|
| 秋田県国民保護協議会 | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第三十七条第二項の規定による国民の保護のための措置に関する重要事項の審議等及び同条第三項の規定による国民の保護に関する計画に関する事項の審議に関する事務 | 総務部 | 総合防災課 |
|------------|--|-----|-------|

第十五条の四第二項の表秋田地域振興局福祉環境部の項中「南秋田郡昭和町乱橋」を「潟上市昭和乱橋」に改め、同表由利地域振興局福祉環境部の項中「本荘市出戸町字水林」を「由利本荘市水林」に改め、同条第三項の表秋田県仙北地域振興局仙北平野農村整備事務所項中「大曲市日の出町一丁目」を「大仙市大曲日の出町一丁目」に改め、同表秋田県仙北地域振興局協和ダム管理事務所項中「仙北郡協和町船岡」を「大仙市協和船岡」に改め、同表秋田県雄勝地域振興局皆瀬・板戸ダム管理事務所項中「雄勝郡皆瀬村川向」を「湯沢市皆瀬」に改め、同条第四項の表秋田県仙北秋田

地域振興局萩形・森吉ダム管理事務所森吉出張所の項中、「北秋田郡森吉町」を「北秋田市」に改める。

第十五条の七第四項中、「北秋田郡鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町及び上小阿仁村」を「北秋田市及び北秋田郡上小阿仁村」に改める。

第二十一条の表中「南秋田郡天王町」を「潟上市」に改める。
第二十八条の三の表中「由利郡岩城町内道川」を「由利本荘市岩城内道川」に改める。

第三十二条の表秋田県鷹巣阿仁福祉事務所の項中「北秋田郡のうち鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町及び上小阿仁村」を「北秋田市 北秋田郡上小阿仁村」に改め、同表秋田県秋田福祉事務所の項中「男鹿市」を「男鹿市 潟上市」に改め、同表秋田県由利福祉事務所の項中「本荘市」を「由利本荘市」に改め、同表秋田県仙北福祉事務所の項中「大曲市」を「大曲市」に改める。

第五十八条の表、第五十八条の三の表及び第九十一条の表中「仙北郡協和町上淀川」を「大仙市協和上淀川」に改める。

第一百四十四条第二項の表秋田県果樹試験場天王分場の項中「南秋田郡天王町鶴沼台」を「潟上市天王字鶴沼台」に改める。

第一百四十四条の三の表中「南秋田郡昭和町豊川龍毛」を「潟上市昭和豊川龍毛」に改める。

第一百四十九条の表中「仙北郡神岡町」を「大仙市」に改める。

第二百四条の表秋田県立鷹巣技術専門校の項中「北秋田郡鷹巣町」を「北秋田市」に改め、同表秋田県立大曲技術専門校の項中「大曲市住吉町」を「大仙市大曲住吉町」に改める。

第二百二十三条の表秋田県南部流域下水道事務所の項中「大曲市」を「大仙市」に改める。

第二百四十一条の表秋田県大館能代空港管理事務所の項中「北秋田郡鷹巣町」を「北秋田市」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年三月二十二日から施行する。ただし、第十四条第一項の表の改正規定は、公布の日から施行する。

県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県規則第三号

秋田県知事 寺 田 典 城

県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例施行規則（昭和三十年秋田県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第七号(八)ウ中「小型球形ウイルス検査」を「ノロウイルス検査」に改め、同号に次のように加える。

- (九) 細菌等の遺伝子解析 一件につき 三、五〇〇円

別表第九号(一)中、「(平成八年厚生省告示第七十三号)」を削る。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第四号

秋田県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県卸売市場条例施行規則（昭和四十七年秋田県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「の各号」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 登記事項証明書

第二条第二項中「の各号」を削る。

第三条中「第三条第七号」を「第三条第八号」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第三条第四号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 委託手数料の徴収の方法に関する事項
- 二 委託手数料の額の決定に関する事項
- 三 委託手数料の額の周知に関する事項

第九条の二中「第十四条の二第四項」を「第十五条第四項」に改める。

第十六条の表中

| | | |
|-----|----------|--------------------|
| 第三条 | 条例第三条第七号 | 条例第二十三条の十四において準用する |
| | | 条例第三条第七号 |

を

| | | |
|--------|----------|-----------|
| 第三条第一項 | 条例第三条第四号 | 条例第二十三条の十 |
|--------|----------|-----------|

| | | |
|--------|------------------------------------|-----------------------|
| 第三条第二項 | 条例第三条第八号 | 四において準用する 条例第三条第四号 |
| | 条例第二十三条の十 四において準用する 条例第三条第八号 | |

第四項」を「第十五条第四項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条に第一項として一項を加える改正規定（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第九条の二の改正規定及び第十六条の表の改正規定（「第十四条の二第四項」を「第十五条第四項」に改める部分に限る。）は、平成二十一年四月一日から施行する。

改良普及員資格試験条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第五号

改良普及員資格試験条例施行規則を廃止する規則

改良普及員資格試験条例施行規則（昭和五十九年秋田県規則第十六号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の前日にこの規則による廃止前の改良普及員資格試験条例施行規則第五条第一項の規定に基づき交付された合格証書を失い、又は損傷した者に係る合格証書の再交付については、なお従前の例による。

秋田県みつばち転飼調整条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第六号

秋田県みつばち転飼調整条例施行規則を廃止する規則

秋田県みつばち転飼調整条例施行規則（昭和三十四年秋田県規則第二十六号）は、廃止する。

附 則

に、「第十四条の二

この規則は、公布の日から施行する。

林業改良指導員資格試験条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第七号

林業改良指導員資格試験条例施行規則を廃止する規則

林業改良指導員資格試験条例施行規則（昭和六十年秋田県規則第十五号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県立男鹿水族館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第八号

秋田県立男鹿水族館条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県立男鹿水族館条例施行規則（平成十五年秋田県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

第六条を削る。

第七条第一項中「第五条第一項」を「第五条」に改め、同条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県金属鉱業研修技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第九号

秋田県金属鉱業研修技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県金属鉱業研修技術センター条例施行規則（平成三年秋田県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「センターの管理者（以下「管理者」を「秋田県工業技術センターの長（以下「所長」に改める。

第三条第二項中「管理者」を「所長」に、「の承認を得て」を「に届け出て」に改め、同条第三項中「管理者」を「所長」に改める。

第四条第一項中「管理者を経由して、知事に提出しなければ」を「所長に提出し、その許可を受けなければ」に改め、同条第二項中「知事」を「所長」に改める。

第五条を次のように改める。
(使用の許可の取消し等の事務の委任)

第五条 知事は、条例第三条の規定による使用の許可の取消し等の事務を所長に委任する。

第七条第一項を削り、同条第二項中「第四条」を「第五条」に、「管理者」を「所長」に、「知事」を「知事」に改め、同項を同条とする。

第八条中「管理者」を「所長」に改める。
様式第一号中「~~秋田空港~~」を「~~秋田空港~~」に、「~~秋田空港~~」を「~~秋田空港~~」に改める。

様式第二号中「~~秋田~~」を「~~秋田~~」に、「~~秋田~~」を「~~秋田~~」に改める。

附則
この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年三月十八日

秋田県規則第十号
秋田県知事 寺田典城

秋田県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則
秋田県港湾施設管理条例施行規則（昭和三十四年秋田県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第六項中「第十三条第一項」を「第十三条」に改める。

第八条を削る。

第九条第一項中「第七条第一項」を「前条第一項」に改め、同条を第八条とし、第十條から第十四條までを一條ずつ繰り上げる。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年三月十八日

秋田県規則第十一号
秋田県知事 寺田典城

秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県空港管理条例施行規則（昭和五十六年秋田県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「商業登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第五条第二項中「の各号」を削り、同項第一号中「商業登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第七条第一項第三号中「東京航空局秋田空港出張所長」を「東京航空局秋田空港・航空路監視リーダー事務所長」に改める。

附則第四項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第四項の改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

教育委員会規則

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年三月十八日

秋田県教育委員会規則第二号
秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則
秋田県教育委員会行政組織規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表中「北秋田郡鷹巣町」を「北秋田市」に改め、「大館市」の下に、「北秋田市」を加え、「本荘市」を「由利本荘市」に、「大曲市」を「大仙市」に改め、同条第二項の表中「本荘市」を「由利本荘市」に、「大曲市」を「大仙市」に改める。

第十三条第一項の表中「仙北郡仙北町」を「大仙市」に改める。

附則
この規則は、平成十七年三月二十二日から施行する。

市町村立学校職員給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年三月十八日

秋田県教育委員会規則第三号
秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

秋田県教育委員会規則第三号
秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則
市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十
三号）の一部を次のように改正する。

別表第十三の一級地（昭和四十七年五月一日指定）の項中

| |
|--------|
| 由利郡鳥海町 |
| 〃 |
| 〃 |
| 仙北郡協和町 |

に改め、同表一級地（平成二年一月一日指定）の

| |
|-------|
| 由利本荘市 |
| 〃 |
| 大仙市 |

項中「北秋田郡鷹巣町」を「北秋田市」に、「由利郡大内町」を「由利本荘市」に改

め、同表一級地（平成八年一月一日指定）の項中

| |
|---------|
| 北秋田郡阿仁町 |
| 〃 |
| 上小阿仁村 |

に改め、同表一級地（平成十四年一月一日指定）の項中「仙
北秋田市
北秋田郡上小阿仁村

北郡協和町」を「大仙市」に改め、同表二級地（平成十四年一月一日指定）の項中
「雄勝郡皆瀬村」を「湯沢市」に改める。

別表第十三の三平成八年一月一日指定の項中「仙北郡協和町」を「大仙市」に改

め、同表平成十四年一月一日指定の項中

| |
|---------|
| 由利郡東由利町 |
| 仙北郡西仙北町 |

を

| |
|-------|
| 由利本荘市 |
| 大仙市 |

| |
|---|
| 市 |
|---|

に、

| |
|---------|
| 由利郡大内町 |
| 〃 |
| 東由利町 |
| 〃 |
| 鳥海町 |
| 仙北郡西仙北町 |

を

| |
|-------|
| 由利本荘市 |
| 〃 |
| 〃 |
| 大仙市 |

に改

め、同表平成十四年四月一日指定の項中「由利郡東由利町」を「由利本荘市」に改め
る。

別表第十三の五平成十四年一月一日指定の項中「北秋田郡合川町」を「北秋田市」
に、「仙北郡南外村」を「大仙市」に、「雄勝郡雄勝町」を「湯沢市」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年三月二十二日から施行する。

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県教育委員会委員長 渡 部 聡

秋田県教育委員会規則第四号

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の定数を定める規則（昭和三十九年秋田県教育委員会規則第七号）
の一部を次のように改正する。

| 縣 界 町 | 比 例 町 | 無 限 町 | | 無 限 町 | | 無 限 町 | | 無 限 町 | |
|-------|-------|-------|---|-------|---|-------|---|-------|---|
| | | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 80 | 7 | 2 | 7 | 96 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 43 | 2 | 1 | 2 | 48 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 47 | 5 | 0 | 5 | 57 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 21 | 1 | 1 | 1 | 24 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 28 | 3 | 1 | 3 | 35 | 〃 | 〃 | 〃 |

別表中

| | | | | | | |
|-------|----|----|---|---|---|----|
| | 中" | 18 | 1 | 0 | 1 | 20 |
| 阿 仁 町 | 小" | 17 | 2 | 0 | 2 | 21 |
| | 中" | 10 | 1 | 1 | 1 | 13 |
| 田 代 町 | 小" | 40 | 5 | 1 | 4 | 50 |
| | 中" | 17 | 1 | 0 | 2 | 20 |
| 合 川 町 | 小" | 35 | 4 | 0 | 4 | 43 |
| | 中" | 15 | 1 | 0 | 1 | 17 |

男

| | | | | | | |
|------|----|-----|----|---|----|-----|
| 北秋田市 | 小" | 160 | 16 | 3 | 16 | 195 |
| | 中" | 86 | 5 | 2 | 5 | 98 |
| 比内町 | 小" | 47 | 5 | 0 | 5 | 57 |
| | 中" | 21 | 1 | 1 | 1 | 24 |
| 田代町 | 小" | 40 | 5 | 1 | 4 | 50 |
| | 中" | 17 | 1 | 0 | 2 | 20 |

男

男

| | | | | | | |
|-----|----|----|---|---|---|-----|
| 鹿 市 | 小" | 96 | 9 | 1 | 9 | 115 |
| | 中" | 65 | 4 | 3 | 4 | 76 |

男 鹿 市

男 鹿 市
八郎潟町

| | | | | | |
|----|-----|----|---|----|-----|
| 小" | 126 | 12 | 2 | 12 | 152 |
| 中" | 87 | 6 | 3 | 6 | 102 |

男

若美町

中"

| | | | | | |
|--|----|---|---|---|----|
| | 17 | 1 | 1 | 1 | 20 |
| | 14 | 1 | 0 | 1 | 16 |
| | 30 | 3 | 1 | 3 | 37 |
| | 22 | 2 | 0 | 2 | 26 |

男

八郎潟町

小"

中"

| | | | | |
|----|---|---|---|----|
| 17 | 1 | 1 | 1 | 20 |
| 14 | 1 | 0 | 1 | 16 |

男

本荘市

小"

中"

| | | | |
|---|---|---|-----|
| 8 | 4 | 9 | 160 |
| 3 | 2 | 5 | 92 |

男

由利本荘市

小"

中"

| | | | | |
|-------|----|----|---|---|
| 矢 島 町 | 小" | 16 | 1 | 1 |
| | 中" | 16 | 1 | 0 |
| 岩 城 町 | 小" | 23 | 2 | 1 |
| | 中" | 13 | 1 | 0 |
| | 小" | 17 | 1 | 1 |

| | | |
|---|----|-----|
| 9 | 22 | 351 |
| 4 | 13 | 226 |

リ

| | | | | |
|------|---|-----|---|---|
| 由利町 | 中 | 14 | 1 | 0 |
| | 小 | 35 | 3 | 1 |
| 大内町 | 中 | 29 | 2 | 0 |
| | 小 | 17 | 1 | 1 |
| 西目町 | 中 | 16 | 1 | 0 |
| | 小 | 31 | 3 | 0 |
| 鳥海町 | 中 | 16 | 1 | 1 |
| | 小 | 21 | 2 | 0 |
| 東由利町 | 中 | 12 | 1 | 1 |
| | 小 | 122 | 9 | 3 |
| 大曲市 | 中 | 68 | 4 | 0 |
| | 小 | 24 | 2 | 1 |
| 神岡町 | 中 | 14 | 1 | 0 |
| | 小 | 41 | 4 | 1 |
| 西仙北町 | 中 | 25 | 2 | 0 |

| | |
|----|-----|
| 2 | 28 |
| 1 | 15 |
| 1 | 20 |
| 1 | 16 |
| 3 | 42 |
| 2 | 33 |
| 1 | 20 |
| 1 | 18 |
| 3 | 37 |
| 1 | 19 |
| 2 | 25 |
| 1 | 15 |
| 10 | 144 |
| 4 | 76 |
| 2 | 29 |
| 1 | 16 |
| 4 | 50 |

地

| | | | | | |
|-----|---|-----|----|---|----|
| 大仙市 | 小 | 356 | 32 | 7 | 33 |
| | 中 | 196 | 13 | 3 | 13 |

| | |
|---|----|
| 1 | 19 |
| 1 | 18 |

2 | 29 |

428
225

| | | | | | | |
|------|----|----|---|---|---|----|
| 中仙町 | 小" | 46 | 4 | 0 | 4 | 54 |
| | 中" | 25 | 2 | 1 | 2 | 30 |
| 田沢湖町 | 小" | 35 | 2 | 1 | 2 | 40 |
| | 中" | 26 | 2 | 0 | 2 | 30 |
| 協和町 | 小" | 48 | 6 | 1 | 6 | 61 |
| | 中" | 18 | 1 | 0 | 1 | 20 |
| 太田町 | 小" | 30 | 3 | 0 | 3 | 36 |
| | 中" | 19 | 1 | 1 | 1 | 22 |
| 南外村 | 小" | 20 | 2 | 1 | 2 | 25 |
| | 中" | 12 | 1 | 0 | 1 | 14 |
| 仙北町 | 小" | 25 | 2 | 0 | 2 | 29 |
| | 中" | 15 | 1 | 1 | 1 | 18 |

| | | | | | | |
|------|----|----|---|---|---|----|
| 田沢湖町 | 小" | 35 | 2 | 1 | 2 | 40 |
| | 中" | 26 | 2 | 0 | 2 | 30 |

| | | | | | | |
|-----|----|-----|---|---|----|-----|
| 湯沢市 | 小" | 128 | 9 | 3 | 9 | 149 |
| | 中" | 73 | 4 | 0 | 4 | 81 |
| 稲川町 | 小" | 43 | 4 | 0 | 4 | 51 |
| | 中" | 19 | 1 | 1 | 1 | 22 |
| 雄勝町 | 小" | 47 | 5 | 0 | 5 | 57 |
| | 中" | 19 | 1 | 1 | 1 | 22 |
| 羽後町 | 小" | 91 | 9 | 1 | 8 | 109 |
| | 中" | 49 | 3 | 0 | 3 | 55 |
| 小" | 11 | 1 | 0 | 1 | 13 | |

湯 羽 東

| | | | | | | |
|------|---|----|---|---|---|----|
| 興成瀬村 | 中 | 11 | 1 | 1 | 1 | 14 |
| | 小 | 20 | 2 | 0 | 2 | 24 |
| 呼瀬村 | 中 | 11 | 1 | 1 | 1 | 14 |

| | | | | | | |
|-----|---|-----|----|---|----|-----|
| 沢市 | 小 | 238 | 20 | 3 | 20 | 281 |
| | 中 | 122 | 7 | 3 | 7 | 139 |
| 後町 | 小 | 91 | 9 | 1 | 8 | 109 |
| | 中 | 49 | 3 | 0 | 3 | 55 |
| 成瀬村 | 小 | 11 | 1 | 0 | 1 | 13 |
| | 中 | 11 | 1 | 1 | 1 | 14 |

に改める。

附 則
この規則は、平成十七年三月二十二日から施行する。

秋田県市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

秋田県教育委員会規則第五号

秋田県市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置の基準に関する規則の一部を改正する規則

秋田県市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置の基準に関する規則(昭和五十二年秋田県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 前項の表に定めるもののほか、特定の小学校又は中学校において複数の学校の事

務を集中処理する場合における当該小学校又は中学校の事務職員の職は、同表に規定する事務長及び主任主査の職に代え、次の表の上欄に掲げるものとし、その職務は、それぞれ同表下欄に定めるとおりとする。

| | | |
|---------|--|---|
| 職 | 職 | 務 |
| 統括事務長 | 校長の監督を受けて、庶務及び会計を統括し、他の事務職員を監督する。 | |
| 統括事務長補佐 | 統括事務長を補佐し、統括事務長に事故があるとき又は統括事務長が欠けたときは、その職務を代理する。 | |

附 則
この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

秋田県教育委員会規則第六号

秋田県立高等学校学則(平成元年秋田県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表(一)の表秋田県立本荘高等学校の項中「本荘市出戸町字陣場岱」を「由利本荘市陣場岱」に改め、同表湯沢高等学校の項中「雄勝郡稲川町」を「湯沢市稲庭町」に改め、同表秋田県立由利高等学校の項中「本荘市」を「由利本荘市」に改め、同表秋田県立大曲高等学校の項中「大曲市栄町」を「大仙市大曲栄町」に改め、同表秋田県立大曲農業高等学校の項中「大曲市金谷町」を「大仙市大曲金谷町」に、「仙北郡」を「大仙市」に改め、同表秋田県立西目高等学校の項中「由利郡」を「由利本荘市」に改め、同表秋田県立米内沢高等学校の項中「北秋田郡森吉町」を「北秋田市」に改め、同表秋田県立鷹巣農林高等学校の項中「北秋田郡鷹巣町」を「北秋田市」に改め、同表秋田県立矢島高等学校の項中「由利郡」を「由利本荘市」に改め、同表秋田県立由利工業高等学校の項中「本荘市」を「由利本荘市」に改め、同表秋田県立西仙北高等学校の項中「仙北郡西仙北町」を「大仙市」に改め、同表秋田県立鷹巣高等学校の項中「北秋田郡鷹巣町」を「北秋田市」に改め、同表秋田県立雄勝高等学校

の項中「雄勝郡雄勝町」を「湯沢市」に改め、別表(二)の表秋田県立本荘高等学校の項中「本荘市出戸町字陣場岱」を「由利本荘市陣場岱」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年三月二十二日から施行する。

秋田県立中学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

秋田県教育委員会規則第七号

秋田県立中学校学則の一部を改正する規則

秋田県立中学校学則(平成十五年秋田県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表秋田県立横手清陵学院中学校の項中「大曲市」を「大仙市」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年三月二十二日から施行する。

秋田県立中学校学則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

秋田県教育委員会規則第八号

秋田県立中学校学則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

秋田県立中学校学則の一部を改正する規則(平成十六年秋田県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

「、大館市」の下に「、北秋田市」を加える。

附 則

この規則は、平成十七年三月二十二日から施行する。

秋田県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

秋田県教育委員会規則第九号

秋田県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則

秋田県立特殊教育学校学則(昭和六十年秋田県教育委員会規則第八号)の一部を次

のように改正する。

別表秋田県立比内養護学校の項中「北秋田郡鷹巣町」を「北秋田市」に改め、同表秋田県立ゆり養護学校の項中「本荘市出戸町字水林」を「由利本荘市水林」に改め、同表秋田県立大曲養護学校の項中「大曲市」を「大仙市」に改め、同表秋田県立稲川養護学校の項中「雄勝郡稲川町八面字寺下谷地」を「湯沢市駒形町字八面寺下谷地」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年三月二十二日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

人事委員会規則七 三(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 三(管理職手当)の一部を改正する規則

第一条 規則七 三(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表警察鷹巣警察署の項及び五城目警察署の項中

を 署長 副署長 に改める。

第二条 規則七 三(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表警察鷹巣警察署の項中「鷹巣警察署」を「北秋田警察署」に、

署長 を 署長 に改め、同表警察森吉警察署

署の項を削り、同表警察五城目警察署の項中 署長 を

署長 に改め、同表警察本荘警察署の項中「本荘警察

署」を「由利本荘警察署」に改め、同表警察矢島警察署の項を削り、同表警察大曲警察署の項中「大曲警察署」を「大仙警察署」に改め、同表警察増田警察署の項を削る。

附 則

1 この規則中第一条及び次項の規定は公布の日から、第二条の規定は平成十七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の規則七 三(管理職手当)の規定は、平成十七年三月十日から適用する。

人事委員会規則七 六二(特地勤務手当等)等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 六二(特地勤務手当等)等の一部を改正する規則

(規則七 六二(特地勤務手当等)の一部改正)

第一条 規則七 六二(特地勤務手当等)の一部を次のように改正する。

別表第一の四級地の項中「北秋田郡森吉町」を「北秋田市」に改め、同表一級地の項中「仙北郡協和町船岡」を「大仙市協和船岡」に、「雄勝郡雄勝町」を「湯沢市」に、「北秋田郡阿仁町中村」を「北秋田市阿仁中村」に、「由利郡」を「由利本荘市」に改める。

別表第二中「雄勝郡皆瀬村川向字小貝淵」を「湯沢市皆瀬字小貝淵」に、「北秋田郡阿仁町幸屋渡」を「北秋田市阿仁幸屋渡」に改める。

第二条 規則七 六二(特地勤務手当等)の一部を次のように改正する。

| | |
|----------------|-----------------|
| 大館警察署大葛警察官駐在所 | 北秋田郡比内町大葛字大葛四の一 |
| 矢島警察署笹子警察官駐在所 | 由利本荘市鳥海町上笹子 |
| 湯沢警察署田代警察官駐在所 | 雄勝郡羽後町田代字畑中 |
| 湯沢警察署仙道警察官駐在所 | 雄勝郡羽後町中仙道字堀 |
| 湯沢警察署湯ノ岱警察官駐在所 | 湯沢市秋ノ宮字山居野一の七 |

別表第一の一級地の項中

由利本荘警察署笹子警察官駐在所

に改める。

官駐在所

七五の五

別表第二中「森吉警察署幸屋渡警察官駐在所」を「北秋田警察署幸屋渡警察官駐在所」に改める。

(人事委員会規則七 六二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則の一部改正) 第三条 人事委員会規則七 六二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則(平成十五年三月三十日公布)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「保呂羽山少年自然の家及び湯沢警察署湯の岱警察官駐在所」を「及び保呂羽山少年自然の家」に改める。

附則第三項及び第四項中「増田警察署皆瀬警察官駐在所」を「湯沢警察署皆瀬警察官駐在所」に改める。

附 則

この規則中第一条の規定は平成十七年三月二十二日から、第二条及び第三条の規定は同年四月一日から施行する。

人事委員会規則一〇 一(不利益処分についての不服申立て)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一〇 一(不利益処分についての不服申立て)の一部を改正する規則

規 則

規則一〇 一(不利益処分についての不服申立て)の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条第七項」を「第八条第八項」に改める。

第五十六条第二項中「三月」を「六月」に改める。

附 則

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の規則一〇 一(不利益処分についての不服申立て) 第五十六条第二項の規定は、この規則による改正前の規則一〇 一(不利益処分についての不服申立て) 第五十六条第二項の規定による期間がこの規則の施行後に満了する再審の請求について適用する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄